意見喜鈴伊のの命のの

(地区除外手続きをされる皆様へ)

平成24年度から

- ・意見書が即日発行できなくなりました。
- ・申請手続きされる方の身分証明書の提示をお願いします。

※運転免許証、顔写真入りの社員証(名刺)など

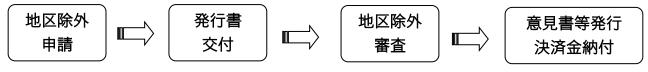
転用の申請に係る農地が高梁川用水土地改良区の地区内にある場合は、地区除外手続きとして意見書(市街化区域内農地を除く)を交付し、決済金を納付いただいております。 従来、この地区除外手続きは申請日に処理し、意見書を発行していましたが、平成24 年度から、手続きの適正化を図るため、審査する時間をいただくこととなりました。

つきましては、<u>意見書の発行までに数日(1週間以内)要することとなります</u>ので、余裕をもった手続きをお願いします。

なお、意見書発行予定日につきましては、申請の受付け時に予定日や決済金額等を記載 した発行書を交付させていただきお伝えします。

関係者様にはご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解をいただきますようお願い申 し上げます。

【意見書発行までの流れ】



- ※この手続きは<u>高梁川用水土地改良区に申請された農地</u>についてであり、各農業委員会(倉敷市、総社市、早島町)への申請については従来どおり変更はありません。
- ※市街化区域内の地区除外手続きは従来どおり変更はありません。
- ※郵送による手続きもおこなっていますので、詳しくは当土地改良区へお問い合わせください。

【意見書のお受け取り】

- 1. 発行書に記入した「発行予定年月日」以降、当区事務所へお越しください。 (受付時間:8:30~17:00) 月~金(祝日を除く)
- 2. 受け取りの際は、「発行書」と「転用決済金」をご持参ください。



未来へつなごう!清らかな水と豊かな大地 水土里ネット高梁川用水

〒719-1156 総社市門田 283 番地 TEL 0866-31-5200